

## 2019年度 市民後見人養成研修 Q&A

### 1 養成研修について

- Q1 八戸圏域連携中枢都市圏(八戸市、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村、おいらせ町)以外の自治体に住んでいますが、養成研修の受講は可能ですか？
- A1 原則、八戸圏域連携中枢都市圏(以下、八戸圏域)にお住まいの方を対象にしております。  
ただし、「八戸圏域に隣接する自治体に住んでいる」「(仕事の都合等で)日中は八戸圏域にすることが多い」などの事情があり、「八戸圏域で市民後見人として活動する意思がある」場合には、受講を認める場合がありますのでご相談ください。
- Q2 資格(弁護士、司法書士、社会福祉士等)を持っていますが、養成研修を受講し市民後見人として活動することは可能ですか？
- A2 原則、士業の方の養成研修の受講及び市民後見人候補者名簿への登録はお断りしているため、各団体の成年後見人等候補者名簿へのご登録をお勧めいたします。  
ただし、各団体の名簿登録の条件によっては、登録できるまで一定の年数を要する場合がございます。その場合に限り、養成研修の受講と市民後見人候補者名簿への登録を認める場合がありますので、ご相談ください。
- Q3 次回の養成研修はいつありますか？
- A3 現時点で、次回の実施時期は未定です。  
なお、八戸市においては、これまで2011(平成23)年、2016(平成28)年の2回実施しており、八戸圏域8市町村での協同実施は今回が初めてとなります。

### 2 市民後見人の活動について

- Q1 養成研修を修了すれば、市民後見人として活動できますか？
- A1 八戸圏域で市民後見人として活動するためには、養成研修修了後、八戸圏域の自治体に市民後見人候補者として登録する必要があります。
- Q2 名簿登録後、八戸圏域で市民後見人として活動するまでの流れを教えてください。
- A2 家庭裁判所から自治体に市民後見人候補者の推薦依頼が来ましたら、自治体が名簿登録者に対し、市民後見人受任の意思や状況を確認します。  
次に、自治体が名簿登録者と面談等を行ったうえで、家庭裁判所に市民後見人候補者を推薦します。  
最終的に、家庭裁判所が市民後見人を選任します。
- Q3 市民後見人の受任をした際の活動費はどのようになりますか？
- A3 成年後見人等の事務にかかる費用(交通費や紙代等)は、家庭裁判所の許可を得たうえで、成年被後見人等の資産から支出することが可能です。

Q4 市民後見人のバックアップ体制はどのようになっていますか？

A4 八戸圏域では、下記の体制があります。

内容	対象
・市民後見人フォローアップ研修（年4回）	名簿登録者
・自治体担当者または八戸市成年後見センターによる助言 ・成年後見監督人による指導監督 ・保険（普通傷害保険・専門的業務賠償責任保険）への加入	市民後見人受任者
・はちのへ市民後見人連絡会での情報交換や研修	連絡会会員（任意加入）

Q5 この養成研修を受講すると、全国どこでも市民後見人の名簿登録できますか？

A5 各自治体の判断となります。  
なお、八戸圏域は、八戸圏域の自治体が主催する市民後見人養成研修の修了者のみ対象にしています。